

都市公園便益施設（キッチンカー）募集要項

1 公募の目的

キッチンカーの出店によって、都市公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的とする。

2 公募の概要

キッチンカーの出店場所等は、次のとおりとする。

- (1) 出店場所：小樽公園、手宮公園、朝里川公園、色内埠頭公園
(詳細な位置は、別紙のとおり)
- (2) 指定する用途：公園便益施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項）の売店及び飲食店等としての移動販売車（販売営業車又は調理営業車）
- (3) 台数：各公園の所定の台数まで
- (4) 営業可能期間及び営業可能時間

営業可能期間	営業可能時間
4月20日から10月31日まで ※手宮公園の設置場所のみ、桜の開花状況に応じて開園時期が変動する可能性があるため、公園緑地課に御相談ください。	午前9時から午後5時まで ※毎日の営業終了後、午後6時までに園外へ移動すること。

- (5) 求めるキッチンカーのコンセプト
 - ・公園の環境に調和した営業車
 - ・子どもから高齢者まで様々な利用者にとって魅力的な店舗運営
- (6) 販売品目
酒類を除く飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているもの）

3 出店者の資格要件

キッチンカーの出店者は、次に掲げる資格を満たす個人事業主及び法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律規定第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体、その代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（北海道内又は小樽市内における許可であって、調理営業又は販売業に係るもの）を有するもの。なお、食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。

- (6) 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、営業に必要な許可や資格を有するもの。

4 許可条件等

- (1) 許可方法：都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可とする。
- (2) 許可対象：同一日に出店できるのは、1事業者につき1台までとする。
 - ・ 出店による事故やトラブル等の一切の責任は、出店者が負うこと。
 - ・ 許可を受けた後に故障や新調による車両の変更・追加を行う場合は、市と事前協議の上、必要書類（営業許可証、車検証、車両の写真）を提出すること。
 - ・ 許可を受けた後に販売品目の変更を行う場合は、市と事前協議の上、必要書類（追加品目の名称、値段が分かるもの（任意書式））を提出すること。
- (3) 許可期間：「2 公募の概要」の営業可能期間及び営業可能時間
- (4) 許可対象面積：約10㎡（原則として、指定する区画内に限る。）とする。
- (5) 出店に際しての料金
 - (ア) 金額：2,000円/月
 - (イ) 納付：土地の使用料は、市が発行する納付書により納付するものとする。
なお、許可期間に出店しなかった月があった場合でも、払戻しはしない。
- (6) 出店スケジュールの公表
 - ・ 出店者がSNS等で自ら公表すること。
- (7) ごみの処理
 - ・ 出店者は、必ずゴミ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
 - ・ 出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
 - ・ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は、出店者側で処分すること。
- (8) その他事項
 - ・ 園内でキッチンカーを走行する際は、公園利用者を最優先に走行すること。
 - ・ 園内の指定された場所以外に駐車することはできない。
 - ・ 雨天等により、周知済みの出店予定日において、やむを得ず急きょ営業休止し、又は中止する場合は、出店者自らSNS等で発信すること。
 - ・ 電気及び水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
 - ・ 出店により発生した排水は、園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
 - ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に速やかに報告すること。
 - ・ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合、市は、出店許可を取り消すことができる。
 - ・ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
 - ・ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合があること。

- ・ 許可内容（園内の出店情報等）と関係のない広告等を行わないこと。
- ・ 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・ 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（キッチンカーでのチラシ設置は可）、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用（車内で従業員が聞く程度は可）などは禁止する。
- ・ その他不明な点については、市の担当者と事前に協議すること。

5 提出資料の作成要領

(1) 許可申請書等の提出について

① 提出資料（A4判）：

- ア 公園施設設置許可申請書（小樽市都市公園条例施行規則（昭和32年小樽市規則第44号）様式第2号（第2条関係））
- イ 園内での販売品目及び価格表（任意書式）1部
- ウ 主な出店実績（任意書式）1部（1年間程度）
- エ 営業許可書（小樽市保健所が発行した出店する事業者名義のもの。）写し1部
- オ 車検証の写し及び車両の写真各1部

② 提出者：1事業者につき1か所の申請とする。

③ 提出方法：持参または郵送（メール提出も可）

（郵送またはメールの場合は事前にご相談ください。）

④ 提出先：小樽市建設部建設事業室公園緑地課

住所：小樽市花園5丁目10番1号

電話：0134-32-4111（7426）FAX：0134-32-3963

Eメールアドレス：koen-ryokuti@city.otaru.lg.jp

⑤ 受付期間：4月1日から10月20日まで

⑥ 受付時間：平日9：00から17：00まで

※ 提出された資料は、出店者の選定以外に使用しません。

※ 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更はできません。ただし、特別な事由により、変更せざるを得ない場合は、営業の許可前に市に申し出てください。